**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である髙野紀之が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年一月十四日

東京都港区赤坂五丁目二番二〇号

エル・エヌ・シー・ピー・ファンディング・カンパニー

日本における代表者　髙野　紀之

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である増井利夫が退任する事に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年一月十四日

東京都千代田区丸の内二丁目二番二号丸の内三井ビルディング一〇階

コロニー・キャピタル・アジア・リミテッド

日本における代表者　増井　利夫

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の日本における営業所を閉鎖し、当社の全ての日本における代表者である内山**隆**太郎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十三年一月十四日

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

アクア・ファンディング・コーポレーション

日本における代表者　内山**隆**太郎

**限定承認公告**

本籍静岡県浜松市浜北区西美薗三五七番地、最後の住所静岡県浜松市浜北区沼二二番地

被相続人　亡　齊藤貴美男

右被相続人は平成二十二年十一月十二日死亡し、その相続人は平成二十二年十二月二十一日静岡家庭裁判所浜松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月十四日

静岡県浜松市中区砂山町三四三―一六

相続財産管理人　山本　明光

**任意清算公告**

当社は、平成二十二年十二月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年一月十四日

沖縄県糸満市字兼城四八二番地

合名会社國際タクシー

清算人　玉城　牛三

**任意清算公告**

当社は、平成二十二年十二月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算することにいたしましたので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年一月十四日

沖縄県浦添市当山三丁目二番二号

合資会社スペース

代表社員　我部　存

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金二十三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内お申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=89085385

平成二十三年一月十四日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

ひばりが丘開発特定目的会社

取締役　堀川　朋善

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条に基づき、効力発生日を平成二十三年三月一日として、優先資本金の額を金一億四千万円減少し、発行済優先出資のうち二千八百口を各優先出資社員の優先出資の保有比率に応じて一口に対して金五万円をもって消却することに致しました。なお、優先出資の消却に要する金額は金一億四千万円です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十二年四月七日付官報の号外第七十五号九十頁に掲載されています。

平成二十三年一月十四日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

江戸見坂特定目的会社

取締役　福永　隆明

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を一億一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十二年四月二十三日付官報の号外第八十八号百二十七頁に掲載されています。

平成二十三年一月十四日

東京都港区六本木七丁目一八番一八号

MGノーザンストーン特定目的会社

取締役　宇野　重樹

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十二年四月二十三日付官報の号外第八十八号百十六頁に掲載されています。

平成二十三年一月十四日

東京都港区六本木七丁目一八番一八号

ゴールド・ウッド特定目的会社

取締役　宇野　重樹

**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**

当社は、優先出資二千二百口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年二月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年一月十四日

東京都港区六本木七丁目一八番一八号

MGノーザンストーン特定目的会社

取締役　宇野　重樹

**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**

当社は、優先出資二千二百口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年二月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年一月十四日

東京都港区六本木七丁目一八番一八号

ゴールド・ウッド特定目的会社

取締役　宇野　重樹

**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**

当社は、優先出資二千四百口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年二月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年一月十四日

東京都港区六本木七丁目一八番一八号

ゴールド・ウッド特定目的会社

取締役　宇野　重樹

**代表特定社債権者における決定認可公告**

ＳＣＧ１９特定目的会社が発行したＳＣＧ１９特定目的会社第一回物上担保付特定社債（適格機関投資家限定）の代表特定社債権者であるユーロハイポ・ジャパン株式会社が、平成二十二年十二月十日付った左記決定について平成二十二年十二月十六日付で裁判所の認可決定（東京地方裁判所民事第八部平成二十二年（ヒ）第五百三十九号）がありましたので公告いたします。

記

ＤＢ信託株式会社、ＳＣＧ１９特定目的会社、SCG19 Cayman L.P.、SCG19 Cayman, LTD.、SCJREP IV Cayman I, Ltd., Japan Branch及び株式会社ＳＣＧ１９マスターリースの合意により、同当事者間の平成二十一年十二月二十二日付信託契約（信託証書）を変更して、担保付社債に係る担保である優先出資質権の質権対象優先出資であるSCG19 Cayman L.P.の保有する第二号優先出資を十三万六千六百七十口から十三万四千五百十四口、SCJREP IV Cayman I, Ltd., Japan Branchの保有する第二号優先出資を十四万二千二百四十口から十三万九千九百九十六口、とする。

平成二十三年一月十四日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

ＳＣＧ１９特定目的会社

取締役　石田　泉

## 正　誤

平成二十三年一月十三日掲載の大臣は、次のとおりとなった。

国土交通大臣　馬淵　澄夫

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 二二一〇 | 二 | 一一 | 園の項 | 園事務所の項 |
| 二三三一 | 二 | 終りから六 | 國徳1228番地11 | 國徳1228番地1 |

（原稿誤り）

国営飛鳥歴史公園

（原稿誤り）

平成二十二年十二月十三日法務省告示第六百十八号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

平川鍛治塚

平川鍛治塚

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月十四日付第八号　一九二ページ●同日付政府調達第八号　一二八ページ●二十二年十一月二十七日付参会第一一号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）